

刑事局刑事企画課 標準文書保存期間基準

事項	業務	大分類	中分類	小分類(ファイル名)の例	保存期間	保存期間満了後の措置
国家公安委員会規則の制定又は改廃及びその経緯(第4)	(1)~(5)	捜査手続等に関する企画立案	国家公安委員会規則	犯罪捜査規範改正(○年度)	20年	移管
閣議の決定又は了解及びその経緯(第5)	(3)	国会	質問主意書	質問主意書(○年)	20年	移管
	(3)	通信傍受	国会報告	通信傍受法に基づく国会報告(○年)	10年	廃棄
個人の権利義務の得喪及びその経緯(第11)	(3)	情報公開・個人情報保護	開示請求	開示請求(○年度)	5年	廃棄
	(5)	情報公開・個人情報保護	不服申立	不服申立(○年度)	裁決又は決定後10年	廃棄
	(6)	争訟	国家賠償請求	国家賠償請求(○年度)	訴訟終了後10年	廃棄
国会及び審議会等における審議等に関する事項(第19)	(1)	国会	国会関係	国会答弁(○年)	10年	廃棄
	(1)	国会	国会関係	国会資料要求(○年)	5年	廃棄
	(1)	国会	国会関係	国会対応(○年)	1年	廃棄
文書の管理等に関する事項		文書取扱	発送	発送簿(○年)	5年	廃棄
		秘密文書管理	文書接受・発送	秘密文書管理簿	常用	廃棄
人事管理に関する事項		勤務時間管理	出勤	出勤簿(○年・○半期)	5年	廃棄
		勤務時間管理	出勤	振替・代休日指定簿(○年)	5年	廃棄
		勤務時間管理	出勤	早出遅出勤務申請書(○年)	5年	廃棄
		勤務時間管理	休暇	休暇簿(○年)	5年	廃棄
		勤務時間管理	休暇	海外渡航届(○年度)	5年	廃棄
		勤務時間管理	超過勤務命令	超過勤務命令簿(○年度)	5年	廃棄
		勤務時間管理	管理職員特別勤務手当実績・整理	管理職員特別勤務手当実績簿・整理簿(○年度)	5年	廃棄
		勤務時間管理	自動車運転日誌	自動車運転日誌(○年度)	1年	廃棄
		勤務時間管理	テレワーク	テレワーク申請書・同意書・変更届(○年)	5年	廃棄
		人事管理	個人番号関係業務	個人番号関係事務資料管理簿(○年度)	1年	廃棄
会計管理に関する事項		支出管理	現金出納	現金出納簿(○年度)	5年	廃棄
		支出管理	旅費命令	旅行命令簿(○年度)	5年	廃棄
		支出管理	捜査特別報奨金	捜査特別報奨金関係(○年度)	5年	廃棄
		支出管理	ICカード乗車券使用簿	ICカード乗車券使用簿(○年度)	5年	廃棄
		支出管理	役務要求	役務要求等伺(○年度)	5年	廃棄
		支出管理	立替払伺	立替払伺(○年度)	5年	廃棄
		物品管理	物品	物品供用簿	5年	廃棄
		物品管理	物品	物品使用書(○年度)	5年	廃棄
		物品管理	物品	物品取得書(○年度)	5年	廃棄

事項	業務	大分類	中分類	小分類(ファイル名)の例	保存期間	保存期間満了後の措置
		物品管理	物品	物品供用書(○年度)	5年	廃棄
		物品管理	物品	物品返納書(○年度)	5年	廃棄
業務管理に関する事項		情報通信	管理	外部記録媒体管理簿(○年度)	5年	廃棄
		情報通信	管理	外部記録媒体利用簿(○年度)	5年	廃棄
表彰に関する事項		表彰	各種表彰	各種表彰関係(○年度)	1年	廃棄
報道対応に関する事項		報道	取材対応	取材対応(○年度)	3年	廃棄
所管行政に関する事項		指導	巡回業務指導関係	巡回業務指導(○年度)	1年	廃棄
		刑事教養	教養	刑事教養(○年度)	3年	廃棄
		日米地位協定の規定による合同委員会との連絡調整	施設及び区域の一部返還等の通知	施設及び区域の一部返還等(通知)(○年度)	1年	廃棄
他機関・他所属との調整に関する事項		刑事局所管業績に関する総合調整	照会・業務依頼等	各種照会・業務依頼等・5年保存(○年度)	5年	廃棄
		刑事局所管業績に関する総合調整	照会・業務依頼等	各種照会・業務依頼等・3年保存(○年度)	3年	廃棄
		刑事局所管業績に関する総合調整	条約協議	条約協議(○年度)	3年	廃棄

備考

- 保存期間の設定に際しては、警察庁における行政文書の管理に関する訓令(平成23年警察庁訓令第9号)第13条第4項(歴史公文書等)及び第5項(意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書)に該当するものを除き、次の類型に該当する文書その他文書管理者が1年以上の保存を要しないと判断する文書については、保存期間を1年未満とすることができる。
 - 正本が別に管理されている行政文書の写し
 - 定型的・日常的な業務連絡、日程表等
 - 出版物や公表物を編集した文書
 - 警察庁の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答
 - 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書
 - 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書
- 前項の規定により1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含むなど、合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。

※ 事項欄には、警察庁における行政文書の管理に関する訓令別表第1に示されたものの「事項」に該当するかを記載する。(なお、別表第1に示された「事項」に該当しない場合は、行政文書ファイルが作成される業務の内容を簡記すること。)

※ 業務欄には、警察庁における行政文書の管理に関する訓令別表第1に示されたものの「業務」に該当するか番号を記載する。(なお、別表第1において「業務」欄が区分されていない場合で、同表の定める保存期間が適用されるものについては「○」印を記載し、適用されないものについては空欄とすること。)